夜間預金金庫利用規定

株式会社 富川第一銀行

第1条 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間預金金庫は、第10条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの夜間預金金庫の利用申込をお断りするものとします。

- 第2条 この金庫は、営業時間外におけるご本人の預金勘定へのご入金に際して、現金、小切手などを翌営業日開始時刻まで保管するためにご利用ができます。
- 第3条 この金庫の利用手数料は、当行所定の金額により、1ヵ年分を前払いするものとし、毎年5月の当行所定の日に利用者が指定した預金口座から、当座勘定規定にかかわらず、当座小切手の振出し、又は普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出によらず、払戻しのうえ使用料に充当します。

手数料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。なお、契約期間中に解約があった場合に手数料は払戻しいたしません。

第4条 ご入金の場合は、当行所定の当該入金帳に、おなまえ、ご入金額その他所要事項をご記入のうえ、現金、小切手等とともに入金袋に入れ、施鍵して入金袋1個毎、金庫に投入してください。

入金袋が格納されるとレシートが発行されますので、そのレシートをお持ち帰りください。

- 第5条 金庫に投入になった入金袋は、翌営業日の営業時間開始後、直ちに当行役席者が立合いのうえ担当者が開鍵当日付にて、当行当座勘定、普通預金、およびその他の預金規定により、ご入金いたします。 なお、ご入金額が同封の当該入金伝票に記載の金額と相違の場合は、当行の確認金額をもって入金額といたします。
- 第6条 この金庫の外扉や、入金袋の閉鎖が不完全なために生じた損害については、当行は、一切その責任を負いません。
- 第7条 投入口から投入された入金袋については、第5条によって内容を確認するまで当行は、一切その責任を負いません。
- 第8条 金庫外扉鍵、入金袋鍵および入金袋の保管については十分ご注意ください。 万一紛失、盗難、破損などの場合には、直ちにその旨を当行へお届けください。 このお届けがないために生じた損害については、当行は、その責任を負いません。 なお、この場合、再交付又は、修理については実費を頂戴いたします。
- 第9条 入金袋は、当行の営業時間中にご来店のうえお受取ください。

第10条 解約等

- (1) この金庫の利用を解約されるときは、夜間預金金庫解約届に記名押印のうえご提出下さい。この場合、金庫外扉鍵、入金袋および入金袋鍵を直ちに返却、また、届出の印章を持参し、当行所定の手続をして下さい。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間預金金庫の利用を停止し、または本人へ解約の通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解

約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①夜間預金金庫の利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する 行為
- E. その他AからDに準ずる行為
- 第 11条 この金庫は、修理その他当行のやむを得ない都合により、ご利用を一時停止することがあります。
- 第 12条 この金庫のご利用権は転貸、譲渡、売買または質権の目的とすることはできません。

第 13条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

8501-02 2020.4